

大岡及び中条地区水質検査委託 仕様書

1 委託業務の名称

大岡及び中条地区水質検査委託

2 履行場所

長野市大岡丙 ほか

3 履行期限

令和 7 年 3 月 31 日

4 業務の内容

- (1) 本業務は大岡及び中条地区の水源、浄水場、給水栓の採水及び水質検査を行い、その結果を報告するものである。
- (2) 対象地区
長野市大岡及び中条地区
- (3) 検体名、検査項目及び頻度
別表 1 及び別表 2 のとおり。
- (4) 試料の採水または運搬の方法
 - ア 採水は、水道法施行規則第 15 条の 2 第 5 号に定める検査員が行うこと。
 - イ 採水用具、容器及びその他採水に必要な物品等は、受注者が用意すること。
 - ウ 採水場所は、別表 3 のとおりとする。
 - エ 採水者は、採水時に身分を証する書類を必ず携行すること。
 - オ 採水時に異常が認められた場合は、直ちにその内容を報告すること。
 - カ 採水場所には一般市民所有の給水栓が含まれているので、給水装置その他の物品の破損やトラブル等のないように十分留意すること。
 - キ 試料は、クーラーボックス等に入れて冷蔵し、採水容器破損防止の措置を実施して運搬すること。
 - ク 試料の搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内に試験開始とされた検査項目が実施可能な時間内とすること。
- (5) 検査方法
次に掲げる方法に従って行うこと。ただし、各方法の最終改正の方法によること。
 - ア 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日付け号外厚生労働省告示第 261 号）
 - イ 水質管理目標設定項目の検査方法（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）
 - ウ 上水試験方法（2020 年版、日本水道協会）
 - エ 水道における指標菌及びクリプトスピリジウム等の検査方法について（平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330006 号）
 - オ 水道に関するクリプトスピリジウム等の検出のための検査方法の見直し等について（平成 24 年 3 月 2 日付け健水発 0302 第 2 号）
- (6) 検査を行う事業所の所在地
試料の採取地点から検査施設への試料の速やかな運搬を確実にを行うため、検査を行

う事業所の所在地は長野県内であること。

(7) 採水不可時の対応

- ア 採水時に採水不可能な事象が生じた場合は、速やかに発注者に連絡するとともに、対応については発注者の指示によること。
- イ 発注者の都合または自然要因等により、予定している採水が当該月内に不可能な場合は、その検体の水質検査は欠測とする。
- ウ 上記の事由による欠測の場合において、欠測となった検体の数が延べ検体数の1%以内に限り予定していた水質検査に要すべき費用は発注者が支払うものとする。

(8) 異常値の対応

- ア 水質検査の結果、明らかに異常が認められた場合は、速やかに発注者に連絡するとともに、発注者の指示により再検査を実施するものとする。
- イ 延べ項目数の1%以内の項目数の再検査に要する費用（採水を含む。ただし、再採水は1回までとする。）は、本契約金額に含まれるものとする。
- ウ クリプトスポリジウム等の検査において、クリプトスポリジウム等と疑われる場合は、速やかに発注者に連絡すること。

(9) 業務の再委託について

- ア 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、検査日程の調整、採水容器の手配、結果書の作成業務をいう。
- ウ 受注者は、前項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

5 健康診断（保菌検査）の実施

本業務において、水道施設敷地内に立入る者（採水従事者）は、水道法第21条に基づき健康診断を実施すること。

(1) 検査項目

検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌（チフス・パラチフスを含む）、腸管出血性大腸菌O-157とする。

(2) 成績書について

健康診断の成績書を7(1)イ(イ)水質検査体制に添付すること。また、健康診断は6か月ごとに行い、委託期間内に新たに健康診断を実施した場合はその都度成績書を提出すること。

(3) 水道施設敷地内への立入の制限について

嘔吐及び下痢の症状のある者は水道施設敷地内に立ち入ってはならない。また、作業を行ってはならない。

6 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手

引」に例示するもの) 2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

7 提出書類

(1) 業務開始前に提出する書類

ア 業務主任技術者届

イ 業務計画書

(ア) 水質検査予定表

(イ) 水質検査体制(採水従事者の健康診断結果を添付すること)

(ウ) 連絡体制

(エ) 最近5年間の水道に係る水質検査の実績表

ウ 長野市公契約等基本条例に係る書類

(ア) 長野市公契約等労働環境報告書

(イ) 業務体制図

(2) 月毎に提出する書類

次の書類を翌月の10日までに提出すること。ただし、3月分については履行期限内に提出すること。

ア 水質検査結果書(正本1部、副本1部)

イ 水質検査結果の根拠となる資料

ウ 水質検査結果を入力した電子データ(ファイル形式及び様式は発注者が指定する)

(3) その他

水質検査結果に疑義が生じた場合等、発注者の要求に応じて水質検査に関する記録文書の写しを提出すること。

8 その他

本契約は水道法、水道法施行令、水道法施行規則に基づいて実施されるものとする。本仕様書に記載のない事項その他の疑義については、協議して定めるものとする。

長野市上下水道局浄水課 水質担当
電話 026-226-2846
ファックス026-227-9114